

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和5年5月30日

旭 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				旭市足川地区	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	矢指西部環境保全会
○				旭市野中地区	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	野中農地水基盤管理組合
○				旭市清滝、幾世、岩井地区	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	滝郷農地・水保全管理会
○				旭市高生、後草地区	無	令和元年度 ～ 令和 5 年度	嚶鳴環境保全会